

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会の設置について

1 経緯

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策について、平成 26 年 9 月に、内閣府、文部科学省、厚生労働省により検討会が設置され、平成 27 年 12 月 25 日付けで「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の最終取りまとめが公表された。

これを受けて、平成 28 年 3 月 31 日付けで内閣府等から「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知が発出されるとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が作成された。

これらの通知において具体的な検証方法等が提示され、子どもの死亡事故等の重大事故について、必要な再発防止策を検討するために、外部の委員で構成する検証組織（以下、「検証委員会」という）を設けることとされた。

2 検証委員会について

(1) 検証の実施主体

ア 都道府県で実施

「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」

イ 市町村で実施

「特定・教育保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」

(2) 検証の対象範囲

死亡事故、死亡事故以外の重大事故のうち県において検証が必要と判断した事故。

(3) 検証委員の構成

検証委員会の委員については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止の知見のある有識者とする。」とされており、例示として、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）等が挙げられている。

(4) 検証委員会の開催

ア 死亡事故

事故発生後速やかに開催する。

イ 死亡事故以外の重大事故

随時開催することが困難な場合、複数例を合せて開催することも考えられる。

3 神奈川県における検証委員会について

(1) 目的

神奈川県内（政令・中核市を除く）の認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。

(2) 委員構成

- 委員は保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある次の5名をもって構成する。
 - ・学識経験者 2名、保育関係者 1名、医師 1名、弁護士 1名
- 委員の任期は2年とする。

(3) 検証方法等

- 検証に当たっては、施設・事業者や関係機関等から事故に関する情報の提供を求め、その情報を基に、検証委員会が必要に応じてヒアリング、現地調査等を実施し、発生原因の分析及び再発防止のために必要な改善策を検討する。
- プライバシー保護の観点から、原則として、会議は非公開で行うこととする。
- 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止の提言をまとめ、県に報告する。
- 県は、原則として検証委員会から提出された報告書を公表することとする。

【検証の進め方（国が示す例）】

